

富士見市立放課後児童クラブ条例（平成12年条例第30号）新旧対照表

新				旧			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
階層区分			保護者負担金額 (月額)	階層区分			保護者負担金額 (月額)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0円	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0円
B	A階層を除き前	前年度の市民税非課税世帯	1,500円	B	A階層を除き前	前年度の市民税非課税世帯	1,500円
C	年分の所得税非	前年度の市民税均等割のみ課税世帯	6,000円	C	年分の所得税非	前年度の市民税均等割のみ課税世帯	6,000円
D	課税世帯	前年度の市民税所得割課税世帯	8,000円	D	課税世帯	前年度の市民税所得割課税世帯	8,000円
E	A階層を除き前年分の所得税課税世帯		10,000円	E	A階層を除き前年分の所得税課税世帯		10,000円
備考				備考			
1 (略)				1 (略)			
2 (略)				2 (略)			
3 <u>その他階層の認定に関し必要な事項は、規則で定める。</u>							

(階層の認定に関し、規則に定める事項の内容)

ひとり親家庭等で所得税及び市民税が非課税の世帯（B階層）に係る保護者負担金を免除する。

